

事務連絡
令和2年5月12日

各位

神戸市新型コロナウイルス
感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長に伴う出勤削減の取り組みについて（お願い）

新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて、本市においては、直近1週間の新規感染者数が大きく減少しており、これまでの事業者の皆様による外出自粛の取り組みに感謝申し上げます。

4月7日に政府により発出された「緊急事態宣言」については、全都道府県を対象に5月31日まで延長され、兵庫県を含む13都府県については、特定警戒都道府県として緊急事態宣言下における感染拡大を食い止める取り組みを継続する必要があります。

引き続き、事業所・事業主等の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、引き続き接触機会の低減を目指すため、下記の取り組みを推進いただきますよう、ご協力願います。

記

1. 接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、ローテーション勤務を組むなど、出勤者数7割削減への取り組みの推進。
2. 出勤する方については、時差通勤など、人との接触を低減する取り組みの推進。
3. 職場においては、感染防止のための取り組み（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、職場の換気、テレビ会議の活用など）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動の徹底。
4. 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める。